

「足場の組立て等業務特別教育」のご案内

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部

足場の組立て、解体又は変更の作業に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条)により、特別教育を実施しなければならない旨が規定されております。

(※平成27年7月1日より施行、足場の高さに関係なく又脚立足場の組立て等にも適用。)

つきましては、標記特別教育を下記により実施しますので、当該業務に従事する労働者或いは従事することが予定されている労働者は、もれなく受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成30年12月13日(木) 9:00~16:00(受付 8:40から)
2. 場 所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
3. 教育日程

科 目	時 間	講 師
①足場及び作業方法に関する知識	3時間	一級とび技能士 吉森 英樹 氏
②工事中設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	
③労働災害の防止に関する知識	1時間30分	
④関係法令	1時間	

4. 受講料(テキスト代及び税を含む。)

- 鳥取県労働基準協会員 1人 8,000円
- 非協会員 1人 10,000円

5. 申込方法

平成30年12月6日(木)までに、別紙「受講申込書」に受講料を添えて当協会中部支部(〒682-0018)倉吉市上灘町115-1(有)河崎組3F)へ申込んで下さい。

また、郵送又はFAX(0858-22-9054)による申込みも受け付けますが、その場合には、受講料は、12月6日(木)までに現金書留又は下記の銀行口座に振込んで下さい。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店(普)0207231
名義人 (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他

- (1)協会発行の「特別教育等受講者記録」(受講証)をお持ちの事業場は、受付の際にお渡し下さい。(受講者には、各人ごとに修了証を交付します。)
- (2)受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (3)受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、12月6日(木)までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- (4)「足場の組立て等業務特別教育」は、「人材開発支援助成金」(建設労働者技能実習コース)の対象になり得るものであり、支給要件に該当すれば助成金を受けられる場合があります。(詳細は鳥取労働局職業安定課にお問合せ下さい。TEL:0857-29-1707)
- (5)連絡・問合せ先 TEL・FAX 兼用 0858-22-9054
(〒682-0811)倉吉市上灘町115-1(有)河崎組3F (一社)鳥取県労働基準協会中部支部

「足場の組立て等業務特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

(1) 労働基準協会への加入の有無 (①又は②のいずれかに○印を付けて下さい。) ①鳥取県労働基準協会各支部の会員 (東部・中部・西部) ②鳥取県労働基準協会に未加入
(2) 受講者数 (名)、 受講料 計 (円)
(3) 受講料の支払い方法 (持参・現金書留・銀行振込) (いずれかに○印を付して下さい。)

上記のとおり申込みます。

平成 30 年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号： — —)

代表者職氏名： 印

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)